

## ミャンマーにおける問題点と要望

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
1 外資参入規制	日商 日商	(1)	外国投資の最低投資額要件	<p>・外国投資法の適用を受ける場合、高い最低資本金要件が課される。</p> <p>・外国投資法の最低投資額(製造業:50万ドル、サービス業:30万ドル)が、製造業、サービス業の投資を鈍らせる一つの要因といえる。なお、銀行・証券・保険の外国投資についての基準が不明確。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・会社法による最低出資額は、公定算定レートによる米ドル等外貨による払い込みとなっている。</p>	<p>・最低資本金の引き下げ。</p>	<p>・会社法</p> <p>・外国投資法</p> <p>・商務省行政指導</p>
	日商	(2)	外資に対する営業許可新規発給の停止・更新の困難	<p>・外国企業の貿易業ライセンスの新規供与および更新が2002年から凍結中となっている。支店あるいは駐在員事務所登録の更新(2年)については、その活動が連絡業務(Liasion Relations)としてのみ許可される運用に変わっている(WTO加盟国としては、内国民待遇違反に該当する)。</p> <p>*貿易業ライセンスという「ライセンス」が発行されるわけではなく、営業許可および会社登記が「貿易業」として登録・更新できない、という意味である。更新できないものの、Company Registration Officeで受領印をもらうことで、許可に近い効力をもっているケースもある。また、受領印さえもらえないケースもある。かなり不透明といえる。</p> <p>・近年、営業許可の更新を得られない進出企業が続出し、経営やVISA・滞在許可取得の上での大きな問題となっている。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・2007年7月、2009年9月、日本・ミャンマー貿易・投資ワークショップを開催し、日本側から営業許可、再入国査証、輸出入ライセンスのコスト負担等について問題提起した。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>・日本・ミャンマー貿易・投資ワークショップの問題提起に関連して、営業許可更新については、停滞する案件が減少してきている。また、CMP委託加工方式の事業に関するライセンス取得期間が短縮してきていると報告されている。</p> <p>・現状:営業許可は2年ごとに更新することになっているものの、当時、申請しても更新許可がおりないところが増えていた。この点、依然、更新の間・時間はかかるものの、停滞する案件は減り、改善をされている。</p> <p>ミャンマー側ポイント:</p> <p>&lt;第1回&gt;2003年からPermit to Tradeの手続きが止まっているのは事実(他、2007年7月時点でPermit to Tradeの発行を受けている外国企業数1252社の紹介あり)。</p> <p>&lt;第2回&gt;貿易企業の営業許可は日系企業に限らず、他の外国企業も停止されている。外国企業は、連絡事務所(Liaison office)の業務をすることはできる。マーケティング活動もできる。</p>	<p>・外国企業へも貿易業許可をしてほしい。</p> <p>・営業許可取得手続きの明確化。</p> <p>・速やかな営業許可の審査・認可が必要。</p>	
	日商	(3)	長期投資認可企業への企業登記更新要請	<p>・MIC(ミャンマー投資委員会)により長期の投資認可を受けた企業についても、2008年後半ごろから、企業登記(Company Registration)の更新が求められるようになった(更新年数はケースバイケース)。これでは、企業存続のリスクが高く、安心して投資を行うことができない。</p>	<p>・MIC長期認可企業の短期的な企業登記更新の是正。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>(対応)</p> <p>・現状:長期投資の認可を受けた企業も、2年ごとの登記更新を義務付けられ、2002年に遡って更新料等を支払った。  ミャンマー側ポイント:ミャンマーに設置された企業は、2002年以降、2年ごとに更新することになっている。この制度は、企業の実態を調査することが目的。企業登記が済んでいないことで輸出入ライセンスの問題が生じていることは認識している。それは、いくつかの企業が期限後に遅れて申請することもあるし、彼らのチェックに時間がかかることもある。また、長期投資の認可をもっている企業が、登記の更新を必要としないことと認識していることもわかった。本件は、企業の不便を緩和すべく、すでに上層部にも相談している(この点、日本側から「(企業の実態調査が目的であれば)登記更新ではなく、企業からの報告や、その報告のレビューだけに留めてほしい」と再度要望)。</p>			
7	外資法運用手続	日商	(1)	外国投資法の運用の不透明	・外国投資法(Foreign Investment Law)について、運用部分が多く不透明。銀行・証券・保険といった金融関連企業の投資ルールが不明確。外国投資法の最低投資額(製造業50万ドル、サービス業30万ドル)が高額すぎて、外国投資を鈍らせている。		
		日商	(2)	投資許認可手続の煩雑・遅延	・MICは本来、投資に関するワンストップ機能を有していると認識している。しかしながら、現実的には投資申請、審査等に係る関係者は多く、煩雑であり、時間がかかる結果となっていると言わざるを得ない。	・投資に対するMICの権限を強化し、迅速・簡素な手続が行われることが望まれる。	
9	輸出入規制・関税・通関規制	日機輸	(1)	高関税	・医療用内視鏡の輸入関税(35%)があまりに高すぎる。	・医療用機器に対する関税を世界水準にしていきたい。	・Tariff Law 1992
		日商	(2)	輸出入ライセンス取得の煩雑・遅延	<p>(改善)</p> <p>・2008年12月1日、ASEAN・日本経済連携協定(AJCEP)が日本とミャンマー、シンガポール、ラオス、ベトナムとの間で発効した。</p> <p>・輸出入の都度、ライセンス取得のため、ネーपीドーに社員を派遣する必要があり、交通費、宿泊費等のコストが高む。また、同ライセンス取得のための政府との窓口担当者が各社2名までしか認められず、同社員への負担が大。</p> <p>(対応)</p> <p>・1998年3月、優先リストAの商品を輸入総額の80%以上輸入する政策を採用:優先リストA(機械・部品、工業原料、農業等乳剤、建設資材等)と非優先リストB(日用消費財、家庭用品、食料、繊維・衣料等)。  ・2001年度以降、トレード・ポリシー・カウンシルは輸入規制を一層厳しく行っている。  ・2002年4月1日、政府は、(2002年3月1日に遡及して)外国企業の貿易業務(生産活動に直結する資材・原料を除く)を禁止したと発表。貿易免許も即時無効となった。  ・2002年8月、セメントおよび鉄鋼製品等建設資材の輸入許可申請はすべてTrade Policy Councilの審査対象とすると発表された。  ・2003年8月12日、政府は、新規の輸出入ライセンスをユーロ、シンガポールドル、円のいずれかで申請しよう通達した。  ・2005年8月15日、輸出入許可の交付権限が、商業省より貿易政策委員会に移管された。  ・2005年11月、ヤンゴンから約400km離れたネーピードーへの首都移転により、貿易許認可手続の窓口も移転し、手続き担当者も各社1名に限定された。  ・現状:  - &lt;関連&gt;輸出入ライセンス取得に関する諸問題の提議をした中で、特に縫製業など委託加工業(以下、CMP=Cutting, Making and Packingの略)に係る資材・完成品の輸出入ライセンス取得期間が、以前は2~3週間かかっていたものが、2007年9月から1~3日程度に短縮された(その後、日緬間の衣類貿易は急増している)。  - 2010年2月から原産地証明書発給もNPTに移行したことは、さらにコスト増につながっている。  ミャンマー側ポイント:  &lt;第1回&gt;  - ネーピードー(以下、NPT)に行かされる(forced to)ためcost負担となっている、と言う表現は正しくない。首都がNPTに移り、全省庁もNPTに移ることになった。輸出入ライセンスは法律上必要な手続きであり、発給事務所がNPTになってしまったため、皆NPTに来る必要が生じている。</p>		

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>－輸出入ライセンス取得手続きは「申請」とライセンス「発給」の2つに分けられるが、そのうち、「申請」の手続きが、<b>2007年1月</b>からオンラインで出来るようになってきている。</p> <p>－各企業に認められる申請の窓口担当者数は<b>"only" 2名</b>ではなく、<b>"at least" 2名</b>である。これは、本制度を悪用している企業もあり、偽の代表者が来て申請を行うケースがあるための措置。商業省の個別審査・判断で、<b>3名以上置くことを認める。</b></p> <p>＜第2回＞「通常の輸出入ライセンス取得は2週間掛かるが、<b>CMP</b>については<b>1日</b>で済むようになった」と説明あり。ライセンス申請は、すでに稼働しているが、発給はシステム上の問題があり、未だ実現していない。セミ・オンラインの状態（申請はオンライン、原本はネーパードーに届けて、発給も紙で行われるため）。次回のワークショップまでには実現したい。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>・<b>2008年11月</b>から輸出入ライセンス取得手続きが簡素化され、①貿易局への直接申請、②貿易局と輸出入調整委員会の2段階審査となる。</p>		
	産車協 日商	(3)	輸入ライセンス取得の困難	<p>・車両 I/L は原則発給停止状態。特に外資系企業に I/L が非常に難しい。</p> <p>・自動車、機械、その他部品等に輸入規制が課されており、事業展開がしにくくなっている。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・<b>2002年8月</b>、I/L 発給を停止した。現在、完全に輸出したことをチェックして I/L を発給する。</p> <p>・輸出で獲得した外貨の枠内で輸入が認められるが、I/L 輸出実績に基づいて発給される。</p> <p>・<b>2009年6月29日</b>、ASEAN 日本人商工会議所は、ASEAN 事務局事務総長との対話で、輸出入ライセンス発給手続きの改善を求めた。</p> <p>・<b>2009年7月及び9月</b>、日本・ミャンマー貿易・投資ワークショップが開催され、日本側から輸出入ライセンスのコスト負担問題や営業許可などについて改善を求めた。</p> <p><b>(改善)</b></p> <p>・<b>2010年1月1日</b>より、商用自動車、産業用車両及び二輪車の輸入ライセンス取得に際し、関係省庁の推薦状を不要とした。これに伴い車の価格が全体的に下がっているという。</p>	・車両 I/L の発給再開。	
	日商	(4)	貿易業ライセンスの新規発給停止	<p>・<b>2002年</b>から外国企業に対する貿易業ライセンスの新規供与が行われていない。</p> <p>また、既進出企業についても、その活動範囲が連絡業務(Liasion Relations)に限定されると変更されている。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・ミャンマー側ポイント:</p> <p>＜第1回＞<b>2003年</b>から <b>Permit to Trade</b> の手続きが止まっているのは事実(他、<b>2007年7月</b>時点で <b>Permit to Trade</b> の発行を受けている外国企業数 <b>1252社</b>の紹介あり)。</p> <p>＜第2回＞貿易企業の営業許可は日系企業に限らず、他の外国企業も停止されている。外国企業は、連絡事務所(Liaison office)の業務をすることはできる。マーケティング活動もできる。</p>	・貿易業ライセンスの新規発給停止の解除。	
	日商	(5)	短い輸入ライセンスの有効期間	<p>・輸入ライセンスの有効期限<b>3ヶ月</b>は、製造と輸送に時間を要する特殊資機材(大型機械、精密機械等)には短かすぎる。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・ミャンマー側ポイント:</p> <p>－輸入ライセンスの有効期限<b>3ヶ月</b>については、企業の人たちの声を聞いて決めたもの。機械などは更に長期の有効期限が必要なことを聞いたが、延長手続きは<b>3時間</b>程度で可能。ライセンスを取得しても、実際には輸入しない会社もあり、モニタリングと外貨(hard currency)コントロールの観点から<b>3ヶ月</b>の期限を導入した。</p> <p>－医療器械、建設機械といった受注から製造までに時間を有するような製品については、ライセンス期限の延長について、ある程度フレキシブルな対応も可能。政府は各企業に対し公平なモニタリングをしており、必要な救済措置を講じている。但し、市場価格が下がっているので輸入時期をずらしたいといった、様子見のためのライセンス期限延長には対応できない。</p> <p>－モニタリングした上で、その取引が適切であり、必要であれば、当初から3ヶ月を超える期限のライセンス発給も検討する。</p>	・輸入ライセンス有効期限の緩和。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日商	(6)	関税評価の不明確	輸入ライセンス取得時の価格で通関しようとしても、税関による関税評価では、他社や過去の輸入価格をベースとして用いて、より高い・予想外の関税を計算されるケースがある。他にも、税関での不透明な運用が見受けられる。	・不明朗な関税評価の是正。	
	日商	(7)	輸出税の賦課	・通称、輸出税 10%が課されている。輸出して稼いだ外貨に課税するというのは、他国との輸出競争力を弱らせ、輸出を行うインセンティブをそく。 (対応) ・ミャンマー側ポイント: ＜第1回＞輸出税 10% (商業税 8%、所得税 2%) は日本企業にだけ、課徴しているものではない。また、財政上の理由から、当面 10%の税率を変更するつもりはない。Trade Council で決めている税率である。 ＜第2回＞外国企業に限らず、民間企業でも政府系企業でも、当国の歳入・税に関する法律に従わなければならない(この点、日本側から「ミャンマーの輸出競争力の視点から議論している。本件、難しいことはわかるが、輸出収入に直接課税される税と最終的な利益に課税される税とは、その意味も重みも違うことは、よく認識してほしい。将来的な改善を期待する」と要望)。	・通称、輸出税 10%の撤廃・軽減。	
	日商	(8)	輸出代金の前払い送金要求	・輸出を行うためには、前払い送金(またはL/C)を受けていることが必要とされる。国外の輸入者にとって、前払い送金が条件とされることはリスクが高すぎ、かえってミャンマーの輸出競争力を阻害する結果となっている。 (対応) ・ミャンマー側ポイント: 同制度は、相当長い期間行われており、買い手と売り手の同意に基づき行われているもの。競争力(が落ちる)という考えには同意するものの、これまでミャンマーの輸出者は価格などの面で競争力があり、輸出も常に伸びてきているところ。	・輸出代金の前払い送金要求の是正。	
	日商 日機輸	(9)	輸出稼得外貨による輸入要件の不透明	・輸出により得られた外貨(輸出稼得外貨: Export Earning) でなければ、輸入が認められないが、その取り引きが不明瞭。 ・輸出外貨を持たないと輸入が出来ない、輸出入の都度、ライセンス取得が必要等、非効率な輸出入システムが、輸出入業務を阻害している。	・Export Earning(輸出稼得外貨)の仕組みの是正。 ・輸出入システムの簡素化。	・Ministry of Commerce Export & Import Act
	日商	(10)	中古機械の輸入許可手続の不透明	・中古機械の輸入は原則認められていないものの、ケースバイケースで認められることがあると聞いている。しかしながら、この手続き自体は非常に不透明といえる。多くの投資家、特に縫製業者から、中古マシン輸入の許可を求める声は強い。投資家の視点に立てば、他国からミャンマーに工場移転をする場合、中古機械の輸入は必須の課題といえる。 (対応) ・ミャンマー側ポイント: MIC 法(外国投資法)によれば、投資家は Draw Back System で機械を輸入することができる。しかし、3年の運営後に、これらの機械は送り戻さねばならない。		
	日商	(11)	委託加工業(CMP)の国境貿易制限	・国境貿易は、委託加工業者には基本的に認められていない。CMP を行う縫製業者などからは国境貿易を求める声が非常に強いことから、本件の許可を検討願いたい。 (対応) ・現状: 第2回 WS 直後の 2009年9月～10月にミャンマー縫製業者協会、物流協会、ジェトロ、日系縫製工場(CMP)が協力、泰緬国境を陸路で經由しバンコクから日本に船で輸送するというプロジェクトを実施。この国境経由の CMP 輸出に対し、輸出ライセンスが初めて発給された。また、2010年3月末～4月にかけて泰緬国境を經由した CMP 輸入のプロジェクトに関しても、輸入ライセンスが発行された。 ミャンマー側ポイント: (国境貿易局) 国境貿易を縫製業を含む CMP 企業に許可する。	・委託加工業(CMP)の国境貿易許可。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
10	自由貿易地域・経済特区での活動規制	日商	(1) 特区整備の不足	<p>・外国人投資家が求めるような諸制度の構築や、電力供給、通信、物流などのインフラ整備を、一時に全国的に進めるのは困難と思われる。</p> <p>(対応)</p> <p>・ミャンマー側ポイント：          ー特に輸出加工区は必要で、政府に法案は提出済み(2005年から)。          ー地元業者は、外国企業との競争にさらされるのではないかと神経質になっている(この点、日本側から「地元業者として、外国企業との競争力に神経質になることは理解できる。しかし、中国でも同じ経験をした。結果、雇用が増えたと同時に、技術が伝わり、それが国全体に広がった。短期的に考えずに、ぜひ長期的に考えてほしい」と要望)。</p>	<p>・輸出加工区など地域限定的であっても、貿易・投資環境が整った区域の整備が望まれる。</p>	
11	利益回収	日商 日商	(1) チャット収益の米ドル建て送金不可	<p>・配当送金を外国に行う場合、当局の承認を必要とし、承認に時間がかかる。また、送金が認められないケースもある。</p> <p>・米ドルの収入に関しては配当による外国送金は原則可能だが、現地通貨チャットの収入は米ドルに交換して外国送金をすることが禁止されている。</p> <p>(対応)</p> <p>・2000年8月1日以降、FECを原資とする1企業の外貨送金を1ヵ月当たり1万ドル以内に制限した。          ・2003年7月28日、ブッシュ大統領が米国のミャンマーからの輸入を3年間禁止、米国との金融取引との禁止策を盛り込んだ制裁法案に署名し、信用状発行や決済、貿易高で影響が生じている。          ・ミャンマー政府は、2003年8月10日よりドル決済を禁止した。          ・2004年1月1日以降、貿易通貨の事後変更が禁止された。          ・ドル送金は現在、ミャンマー外国貿易銀行、ミャンマー経済銀行の口座を有する外資系銀行を通じて可能となっている。</p>	<p>・配当送金の遅延の是正。</p> <p>・チャット収益に関する配当送金不可の是正。</p>	
12	為替管理	バイオ 自動車 繊維 中小企 日機輸 日鉄連  日商  日商	(1) 二重為替レート	<p>・政府公定為替換算率(公定レート)と公認両替所(FEC交換センター)レートおよび市場での換算率(実勢レート)が大きく乖離しており、投資を行う上で大きな障害となっている。</p> <p>ー公定レート:1米ドル=5.5635KYAT(2007年9月)          ー公認両替所レート:1米ドル=1FEC=450KYAT(2008年2月末)          ー実勢レート:1FEC=910KYAT/1米ドル=1,218KYAT(2008年8月半)</p> <p>・合弁を行う場合外国企業は公定レートで換算した外貨を持ち込む必要があるが、一方ミャンマー企業が出資したKYATは外貨換算する場合は実勢レート(実際には実勢レート+プレミアム)となる。外資はミャンマーパートナーの何十倍もの大きな負担を負うことになる。</p> <p>・公定レート、公認両替商レート、実勢レート等、様々なレートが存在し、経済活動を非効率的、不透明にしている(例えば、日ごろの売買はもちろん、納税額の算出、財務諸表作成時など。また、統計も不透明にし、間接的に影響を及ぼしているといえる)。</p> <p>・当国では、公定レートの他に、現実的に複数の為替レートが存在しており、不明瞭な実態となっている。そのため、ビジネス環境として考える場合の阻害要因となっている。</p> <p>(対応)</p> <p>・政府は、2001年7月以降公認両替商相場の切り下げを行っておらず、実勢レートであるブラックマーケット・トレードとの間には100%以上の乖離が生じている。          ・政府は、ミャンマー経済活動の8割が非公認市場レートを用いて行われているとしている。</p>	<p>・公定レートを実勢に合わせる。</p> <p>・市場レートへの移行。</p> <p>・外資の投資評価を現地パートナーの評価と同じ換算レートを適用し公平を図る。</p> <p>・単一為替レートへの移行。</p> <p>・多重為替レートの解消。</p>	<p>・外国投資法</p> <p>・為替管理法</p>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<ul style="list-style-type: none"> <li>政府は、委託加工業者に対し、輸出獲得外貨の KYAT への両替レートに関し、賃金支払い分を政府公認レートで両替を義務付けている。</li> <li>2007年8月15日に政府が燃料の小売価格を大幅に上げた後、通貨チャットの実勢交換レートが、1米ドル=1,290チャットから1米ドル=1,325チャットに下落した。</li> </ul>			
	日商	(2)	輸入のための輸出外貨保有要件	<ul style="list-style-type: none"> <li>あるメーカーは、当初、国内販売をしようと思い、投資したものの、輸出外貨を持たない限り、部品の輸入ができないことになり、結果、90%を外国で売ることになっている。また、投資したときに想定した製品を作るには、原料を輸入しなければならなかった他のメーカーも、結局、輸入できないため、国内で調達できる原料をベースとした製品の生産に切り替え、輸出せざるを得なかった。その結果、撤退した。外貨獲得を目指した政策であるものの、「輸出外貨(Export Earning)でなければ、輸入できない」では、投資インセンティブを著しく削いでいるといえる。なお、輸入専門の業者にとっても、輸入するためには外貨が必要であり、輸出企業から「輸出外貨」を買い取る必要が出てくる。不透明な部分が多く、非効率的といえる。</li> </ul> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1997年以降、輸出に稼得した外貨の範囲内でしか輸入が許可されない”Export First Policy”が採られている。外貨の保有・流通は禁止されており、輸出稼得外貨は、銀行に外貨預金として預けなければならない。但し、預金残高は10%の所得税を納付し、真に認められる外貨であることを証明すれば、輸入業者に転売可能(いわゆる「輸入権付外貨取引の容認」)。</li> </ul> <p><b>(改善)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>2010年1月より、輸入権付外貨取引が、ホテル・旅行業者等が得た外貨、宝石・手工業品等を国内で販売して得た外貨、国内外でサービス提供料として得た外貨などの5種類を従前の4種類に追加して認められた。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>単一為替レートへの移行。</li> </ul>		
	日商	(3)	日本円の兌換困難	<ul style="list-style-type: none"> <li>米国の制裁対象国のため貿易関連は日本円で行っているが、一方でミャンマー国内では兌換通貨(チャット)及び米ドルしか流通していないため、日本円との兌換が困難。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>日本円とチャットとの為替レートの策定、及び必要最小限の日本円での外貨準備を要請したい。</li> </ul>		
	日商	(4)	外貨交換の不等価	<ul style="list-style-type: none"> <li>外国為替銀行の米ドル預金口座からの米ドル現金引き出しを行うことは制限されており、原則、米ドルと等価のFECを引き出す制度となっている。本来、FECは米ドルと等価のはずであるが、市場では必ずしもFECが米ドルと等価で扱われない状況が散見される。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>FEC(米ドル兌換券)と米ドルとの等価性の保証。</li> </ul>		
13	金融	日機輸 日商	(1)	社外債務返済遅延	<ul style="list-style-type: none"> <li>対外決済が遅れる。</li> <li>ミャンマーの輸出入業者にとって、十分な現預金がなければ、輸出入のビジネスをスタートすることは非常に難しい現状がある。仮に、貿易金融が整備され、輸出入業者を支援する仕組みがあれば、ビジネス環境としては改善される。</li> </ul> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ミャンマー側ポイント:貿易金融制度についての助言は感謝するが、ミャンマーは外国からの非常に部分的な援助で経済開発を行っている後発発展途上国であるという事実がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>延滞発生の防止。</li> <li>貿易金融制度の整備。</li> </ul>	
14	税制	ジュエリ 日商	(1)	輸出税の賦課	<ul style="list-style-type: none"> <li>買付けた宝石を携帯で持出すには、現地の輸出業者に商品代以外に10%の手数料(インボイス作成料等)を払わなければならない。</li> <li>輸出代金として、外国から送金を受けると、10%税金として徴収されてしまい、輸出代金が目減りする。輸出のインセンティブをそぎ、また、他国とのコスト面での競争力を著しくそいでいる。粗利益率は一般に15%~20%程度と考えれば、売上げから10%を引かれると利益の半分近くが消えてしまうことになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>手数料の撤廃。</li> <li>輸出税10%の撤廃(徴税方法の変更)。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>The Commercial Tax Law</li> </ul>

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・商業税は、陸揚げ時の価額(CIF相当額+陸揚費用(CIF相当額の0.5%)+輸入関税額)に対して、輸入通関時に課される。</li> <li>・商業税の税率は、財・サービスの品目により異なる。</li> <li>・輸出には、商業税(Commercial Tax)8%+所得税(Income Tax)2%というのが政府説明。</li> </ul>		
	日商 日機輸	(2)	課税算出根拠の不透明	<p>税金算出根拠が不明確である。自社で作成した決算書類があるにもかかわらず、課税の際には、それによらず、費用を見直され、Income Taxを増額されるケースがある。また、「税額が毎年確定しない、数年遅れて課税される」、「税率が急に変更され対応に苦慮したことがある」などの問題もある。なお、課税額を下げる見返りとしての賄賂を要求されるケースもある。</p> <p>・決算書によらず、税務署の判断によりIncome Taxが課税される。税額が確定しない、遅れて課税される等の課題もある。</p>	<p>・透明で安定した制度運用。</p> <p>・課税額算出根拠の明確化。</p>	<p>・Ministry of Finance and Revenue</p> <p>・Income Tax Law and Regulation</p>
	日商	(3)	商業税の二重課税	<p>・原材料輸入時に商業税(Commercial Tax)が課税され、かつ、完成品販売時にも商業税が課されるという、いわば二重課税の仕組みとなっている。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・現状: ある企業によると、輸入時に商業税を支払ったため、2010年4月以降は最終製品の販売に商業税を支払う必要が無くなったという。</p> <p>ミャンマー側ポイント:  <ul style="list-style-type: none"> <li>—原材料輸入時に商業税が課税されれば、完成品の販売についてはその分の税は必要としない。しかしながら、一度納税してしまったものを還付させることは難しく、事実上、2重課税と誤解されることがある。</li> <li>—本件、法令がある。1997年2月財務歳入省国税局発行「Myanmar Taxation」36ページ、4.7。以下、原文  <u>Tax credit: The tax paid by a registered producer or manufacturer for import of partly finished goods for use as raw materials in the production or manufacture of his products could be credited against the tax payable by him or sale of the finished products. Where the partly finished goods are locally purchased from another registered local manufacturer or producer, the tax paid by that producer or manufacturer on sale of goods could be credited by the purchaser against the tax payable on sale of his finished products.</u> (この点、日本側から「輸入時に支払った商業税額は、完成品販売時に課税される商業税額から、あらかじめ差し引いて納税すればよいか」と確認、ミャンマー側は異論なし)</li> </ul> </p>	<p>・商業税の二重課税の解消。</p>	
16	雇用	日商	(1) 滞在許可と再入国ビザの取得制限	<p>・近年、再入国VISAと滞在許可が得られない、また従来1年間認められていた有効期限、滞在期限が、3ヶ月若しくは6ヶ月しか認められない進出企業が続出している。</p> <p><b>(対応)</b></p> <p>・現状:  <ul style="list-style-type: none"> <li>＜第1回後＞ 当地で活動する企業については、依然、取得手続きの手間はかかるものの、極端に短い期間を設定されるなどの事態はなく、改善されている。(商業省による個別対応での改善もあった)</li> <li>＜第2回後＞ —2010年1月11日付けの商業省レターにて、従来、外国人ビジネスマンおよびその家族に対して商業副大臣名で発給していた数次ビザ・滞在許可取得のための推薦状について、1月以降は、事務簡素化のため、ヤンゴンの担当課長が対象者と面談を行ったうえで、書類が整っていれば即日、推薦状が発給されることとなった(WSでの要望に加え、2009年12月の野川大使から商業大臣への要請が契機)。なお、今回の変更は推薦状発給のみであり、その後の入国管理局での手続きに変更はなく、また、他省庁での推薦状発給も特に変更されていない。</li> <li>—到着ビザ(Arrival Visa)が2010年5月1日から開始(8月末で一時停止)。</li> </ul> </p>	<p>・ルール・手続きの明確化及び有効期限、滞在期限の長期化(少なくとも1年)を要望。</p>	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法	
				<p>ミャンマー側ポイント:</p> <p>&lt;第1回&gt;</p> <p>ー現在アセアン域内でのシングルビザについて協議中。将来的には、ミャンマーに投資をする企業の負担を軽減させるため、ミャンマーの通過VISA や滞在 VISA を取りやすくするよう取り組んでいるところ。</p> <p>ー国内における <b>Multi Re-entry Visa</b> と <b>Stay Permit</b> の延長の対応が、各省庁で異なっていると聞いたが、責任分野が異なるので、対応も異なっているもの。統一できるかどうか、現在、論議を行っているところ。今のところ1年、6ヶ月、3ヶ月といった一定の決まりは無い。</p> <p>ー商業省では、モニタリング状況に応じて推薦状を発行。通常は、1年だが、個別判断。モニタリングは、本来の目的通りの活動を行っていない企業がいるため。</p> <p>&lt;第2回&gt;</p> <p>ー数次ビザ取得には関係監督省庁からの推薦状入手が必要。</p>			
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続	日商	(1)	課税の不透明	<p>・「税金算出根拠が不明確」、「数年遅れて課税される」、「税率が事前の予告無く急に変更される」といったケースがある。</p> <p>(対応)</p> <p>・ミャンマー側ポイント:税金の算出根拠が不明確とのことであるが、詳細を把握したいと言うことであれば、「Assessment Order」を提出することで追跡調査が可能。また、業務が混乱していることも事実であり、財政歳入省として担当部門を補強しているところ。</p>	・課税に絡む諸課題の解消。	
			日商	(2)	制度運用の不透明	<p>・貿易・投資制度上の運用について文書によらず、口頭でのアナウンスが多いため、制度の実態把握が難しい状況となっている。結果、予見可能性が極めて低い状態となっており、既存・新規投資者にとってリスクとなっている。</p> <p>(対応)</p> <p>・ミャンマー側ポイント:貿易については、輸出入の手続きは、指令・通知により一般に知らせている。</p>	・貿易・投資制度の明文化。
26	その他	日商	(1)	物流・通信インフラの未整備	<p>・物流インフラ(国内交通網、港湾)は開発の余地が多分にある。特に、日本との海上輸送は、シンガポールあるいはマレーシアでの積み替えが発生し、3~4週間程度を要する。時間的・コスト的に他国との競争優位が下がることになるため、タイに抜ける国内輸送の安全性確保を含めたインフラ改善が望まれている。</p> <p>・通信インフラ(電話回線、通信回線)の質が悪い点も正常なビジネスを阻害している。また、携帯電話の販売価格が高すぎることも問題といえる。</p> <p>・ネーパードーへのフライトが少なく、スケジュール変更が多い。</p> <p>・工業団地内あるいは工業団地から港までの道をはじめ、深海港や近隣国ともつながる鉄道が未整備である。</p> <p>・インターネット、eメールが突然使用できない状態になることが、しばしばある。</p> <p>(対応)</p> <p>・2003年に入り、ミャンマー人向けの鉄道、バス、国営航空の運賃引上げ、電話料金の大幅な引上げがなされている。</p>	<p>・インフラの開発(特に東西廻廊開発)。</p> <p>・通信インフラの普及、正常な運用。</p> <p>・鉄道網の整備が期待される。</p>	
					日商	(2)	電力供給の不安定

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・2009年6月29日、ASEAN日本人商工会議所連合会は、ASEAN事務局事務総長との対話で、ミャンマーに関し、電力、通信、物流等の産業インフラの早期整備の必要について言及した。</p> <p>・現状：            ー渇水が原因と見られる電力不足が深刻化し、2010年5月10日から工業団地には電力供給が行われなくなった(民生用でも深刻化した)。現在雨期が始まり、改善はみており、民生用では18時間～24時間供給されている様子。しかしながら、依然、工業団地では数時間の供給に限られている。            ー本件、2010年2月、5月にジェットロよりDICAに対して電力不足が深刻である点をレターとして提出している。</p> <p>ミャンマー側ポイント：            &lt;第1回&gt;            ミャンマー側から特段の回答無し。            &lt;第2回&gt;            ー現在20件以上の水力発電所の案件が建設中か交渉中である。電力省としてはタイなどの国と交渉中。            ー現在、一日あたり、ヤンゴンでは24時間、マンダレーでは18時間、その他の地域で12時間、電力が供給されている。しかし、電力供給が不十分で不安定であるということは認める。            ー電力省は、消費者に電力を供給するべく最大限努力している。需要がいつも供給を上回ってきた。配電ロスも無くす必要がある。            ー(日本の戦後賠償で建設された)パルーチャン水力発電所は、急ぎ改修が必要である。2～3年前(実際は2003年ごろ)、本件について日本は閣議で10億円(実際には、30億円という認識)の無償協力を承認し、サインする準備をしていた。しかし、いくつかの理由から、いまだ実現していない。これはミャンマー人にとって基本的に必要なことであり、日本とミャンマーの友好関係の改善にとってマイルストーンと言える。</p>		
	バイオ 中小企	(3)	政情不安	<p>・軍政から民政への過渡期における政情不安。</p> <p>(対応)</p> <p>・1990年、総選挙が実施され、国民民主連盟(NLD)が圧勝したが、軍事政権は民生移管のためには堅固な憲法が必要であるとして政権移譲を行わなかった。2003年5月、国民民主連盟(NLD)書記長のスー・チー氏が拘束・軟禁された。</p> <p>・2003年8月、キンニユン首相(SPDC第一書記)は、民主化の道筋を示すロードマップを発表した。</p> <p>・2004年5月、憲法制定のため8年ぶりに国民会議が開催された。ただし、NLDは不参加。2004年10月、新首相にソー・ウィン SPDC第一書記が就任。</p> <p>・2005年2月、7ヶ月ぶりに国民会議が再開された。ただし、NLD、SNLDは招待されず。</p> <p>・2007年8月末～9月末にかけて、燃料価格の大幅な引上げ(8月15日)、軍事政権に抗議する学生や市民そして僧侶も参加した大規模なデモがヤンゴン市内で連続して行われ、9月27日、治安部隊が武力行使に出た。死傷者が出て(日本人ジャーナリストを含む)、僧侶等多数が拘束されるという事態に発展した。</p> <p>・2008年5月29日、政府は、新憲法が国民投票で92.4%の賛成票を得て承認され成立したと発表した。2010年に総選挙実施後、新憲法は第1回連邦議会の招集により施行される。</p> <p>・2009年7月、ASEAN外相会議は、ミャンマー軍事政権にスー・チー氏を含む全ての政治犯の即時釈放と2010年予定の総選挙の自由、公正、包括的实施を求める共同声明を採択した。</p> <p>・2009年8月11日、特別法廷は、スー・チー女史に対して、国連防衛法違反で3年の労働を伴う禁固刑判決を下した(政府は1年半の自宅軟禁に減刑)。</p> <p>・2010年7月21日、日本の岡田外務大臣とニャン・ウィン外相が会談し、岡田外務大臣より、総選挙が自由で開かれたものになることを期待すると共に、スー・チー女史との対話を進めること、他の政治犯の早期釈放を申し述べた。</p> <p>・新憲法の下での総選挙が2010年11月7日に予定されており、8月30日に立候補を締め切ったが、NLDは選挙をボイコットし、解党された。</p>	・政治的透明性と安定の確保。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p><b>(改善)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2010年11月13日、アウン・サン・スー・チー女史に対する長年にわたる自宅軟禁措置が解除された。</li> <li>・2011年10月14日、日本の外務省は、外務大臣談話として以下の声明を発表した。 10月11日(火曜日)、ミャンマー政府は、全国の受刑者のうち6,359名に恩赦を与えると発表し、12日(水曜日)以降、順次釈放が行われており、そのうち、政治犯の釈放については、ミャンマー民主化勢力によると、13日現在、205名が釈放されたことが確認されています。この釈放と最近ミャンマー政府が取っている一連の措置を、同国の民主化と国民和解に向けた具体的前進として評価します。</li> </ul>		
	ジュエリ	(4)	経済制裁	<p>・アメリカ、国連がミャンマーに経済制裁をしていた状況では、民間外資として投資を躊躇させた。</p> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・2000年11月、ミャンマーの強制労働慣行に対して、ILOの制裁発動。</li> <li>・2001年5月11日、ASEAN労働相会議はミャンマー政府が強制労働を禁止する具体的措置をとったとしてILOの制裁措置に自制を求めた。</li> <li>・2003年7月7日、EC理事会は国内弾圧またはテロ行為に使用される機器のミャンマーへの販売、供給、輸出の禁止および重要な政治的機能への関与者への資産凍結をさらに強化する理事会規則No.1211/2003を採択した。</li> <li>・米国は、ミャンマーに対し、対外援助、新規の対外直接投資、武器輸出、一般特惠関税供与等の原則禁止、ガス・石油輸入の制限、米国大使の公使級への格下げなど制裁措置を課している。</li> <li>・2003年7月28日、ブッシュ米大統領は、ミャンマーからの3年間全面輸入禁止、ミャンマーへのドル送金の禁止、軍政高官へのビザ発給中止、軍政の資産凍結、ミャンマー民主化活動家への支援の許可を盛り込んでミャンマー制裁法案に署名した。</li> <li>・2004年10月、EUはミャンマー国営企業への投資禁止とミャンマー軍政高官へのビザ発給停止の制裁強化を決定した。2005年4月26日、対ミャンマー制裁を延長。</li> <li>・2005年7月29日、ブッシュ米大統領は、ミャンマー軍事政権に対する制裁強化法案に署名し成立した。ルビーや翡翠などの軍事政権の資金源となるミャンマー製品の輸入が更に厳格に規制されることになった。</li> <li>・2006年12月22日、国連総会でミャンマー非難決議が採択された。</li> <li>・2007年9月27日、ミャンマー軍事政権による市民への武力行使に対応して、EUの欧州議会は、本会議でミャンマー軍事政権に対する経済制裁の実施をEU加盟国に求める決議を採択した。同日、EU加盟国は、追加制裁実施で合意した。</li> <li>・2007年9月、僧侶等の大規模な反政府運動に対する政府による武力鎮圧により、僧侶の大量拘束、日本人ジャーナリスト射殺事件が発生し、国際社会から非難が集まった。</li> <li>・2007年10月11日、国連安保理は、ミャンマー軍政に民主化勢力との対話を求める議長声明を採択し発出した。</li> <li>・2007年10月、EU外相理事会は、ミャンマーからの原木、木材加工品、鉱物、宝石等の輸入禁止、これらの分野へのEU企業の設備・技術の輸出禁止を決定した。</li> <li>・2007年12月、米下院は、宝石の第三者経由の輸入禁止、資金洗浄の禁止、及びカナダ・ガス田に権益を有するシェブロンに対する懲罰的課税を含む制裁法案を可決し、上院も同様な法案を可決した。</li> <li>・2008年2月、ミャンマー政府は、ロシア企業にミャンマー北部で金などの鉱物探査を認可した。</li> <li>・ミャンマーは、2008年3月タイとの間で、また2008年6月インドとの間で投資促進保護協定に調印した。</li> <li>・2008年8月、ガンバリ国連特別顧問がミャンマーを訪れ、民主化ロードマップの進展に賛意を示す発言を行なった。以降、政治犯の釈放が行なわれている。</li> <li>・2009年3月28日、ミャンマー政府は中国政府との間で、①石油・ガスパイプライン建設での協力、②水力発電所開発包括協定、③中国輸出入銀行からの貸付契約、④経済・技術協力の4項目で合意した。</li> <li>・2009年9月23日、クリントン米 국무長官は、米国はミャンマー軍政との直接対話に乗り出すと述べ、同年11月3～4日、キャンベル米 국무次官補がミャンマーを訪問し、テイン・セイン首相と面談した。</li> <li>・2009年12月20日、経済技術協力覚書(MOU)に調印した。また、同年10月31日、ミャンマーを横断して中国雲南省に至る石油パイプラインの建設が開始された。</li> </ul>	・制裁解除へ向けて自助努力が望まれる。	

区分	意見元	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
				<p>・<u>2011年9月29日、ミッチェル米特別代表とワナマウンルウイン・ミャンマー外相との会談を終え、米国は、協議と制裁は並行していくがミャンマーへの経済制裁を継続する意向だと表明した。</u></p>		
	日商	(5)	密輸の横行	<p>・タイ、バングラデシュ等への海上を利用した密輸出、およびタイ、中国国境からの密輸入が多く、正規ルートで輸出入している企業にとっては、大きな障害となっている。例えば、輸出商品の場合、密貿易では輸出税 <b>10%</b>をとられることもなく、明らかに競争上不利となっている。</p>	<p>・密貿易の撲滅。</p>	
	日商	(6)	トラブル相談窓口の不在	<p>・<u>日系企業が問題に直面した場合の相談窓口の設置を要望する。</u></p>	<p>・<u>貿易・投資を円滑化するための「ジャパン・デスク」設置。</u></p>	
				<p><b>(対応)</b></p> <p>・<u>現状：2010年1月とFERD、DICAと本件、議論。日本専用の窓口は用意できないが、DICAが窓口となるとの発言あり。また、本WSの現地フォローアップについて、ミャンマー側よりDICAとジェトロとの定期協議開催について提案を受け、2010年7月初めて実現。</u></p> <p>・<u>ミャンマー側ポイント：貿易については、商業省貿易局国際貿易促進部が現地・外資問わず窓口となっているとのこと。</u></p>		